日本ダンス議会（JDC）

東部総局昇降級規程

（プロフェッショナル）

2023 年度版

JDC 東部総局昇降級規程(プロフェッショナル)

第1章　総則

第1条　準決勝に入賞した選手は、同点進出も含め、全て準決勝扱いとする。

第2条　決勝に入賞した選手は、最下位が同点の場合を除き大会要項の定める決勝組数のみを決勝扱いとし、それ以下は、準決勝扱いとする。

第3条　B 級の自己級競技会において決勝入賞した選手は以下の順位点を得る

1 位　3 点　2 位　2 点　3 位　1 点

但し、エントリー組数が、3 組以下の場合は、優勝者のみ 1 点を獲得できる。

第4条　上位級競技会において決勝入賞した組は、自己級の 1 位扱いとする。但し A 級競技会(第 1 7 条における東部総局主管競技会)において決勝以上に入賞した B 級以下の組は自己級 1 位扱いとする。(原則として、自己級競技会に出場した選手に限る。)

第5条　BCDN 級、CDN 級について

BCDN 級 CDN 級の競技会の扱いは、自己級の扱いで対応する。

例､BCDN 級で C 級選手が優勝した場合､C 級で優勝したことになる。

第2章　総則その 2

第6条　出場組数による適応

1～3 組の場合、優勝のみ適応、4～6 組の場合 3 位以内適応、7～12 組の場合、決勝と予選となるため、準決勝は無い、13 組以上の時、決勝、準決勝、予選となる。

第3章　昇級規定

第7条　昇級の原則

出場可能な全ての自己級に出場した選手のみに昇級規定を、適応する

第8条　N 級から D 級への昇級

DN 級競技会に出場した N 級選手は、当日の全競技会終了時に D 級と認定する。

第9条　D 級から C 級への昇級

自己級 2 回優勝かつ上位級を優勝､又は年間 3 回優勝した時点で翌日 C 級に昇級する。(原則として、自己級において 2 回以上決勝入賞した選手に限る。)

第10条　C 級から B 級への昇級

自己級を 2 回以上優勝した場合において年度末に昇級する。(原則として、自己級において 3 回以上決勝入賞した選手に限る。)

第11条　B 級から A 級への昇級

B 級競技会において年間決勝入賞 2 回以上、かつ上位級競技会において決勝に入賞(第 4 条適用)し、年間獲得点数が合計 5 点以上の時、年度末 A 級に昇級する。

第12条　特別昇級

自己級競技会に出場し、さらに上位級競技会において卓越した成績を得た場合、審査委員会の審議により 2 階級以上特別昇級できる事とする。

第4章　降級規定

第13条　A 級から B 級への降級

決勝(全日本クラスの競技会も含む。)

に一度も進出する事ができなかったとき。但し、特別措置として東部総局主管競技会に対象試合を合計 6 回以上出場した場合は審査委員会の審議により決定する。

第14条　B 級から C 級への降級

全ての出場可能な東部総局主管競技会において準決勝に一度も進出する事が出来なかったとき。ただし、出場組数により扱いが異なる。出場組数 7～12 組の場合決勝進出者を準決勝扱いとして、それ以下の選手は、1／2 クリアとして、また 6 組以下の場合は、出場者を 1／2 クリアとして扱う。(同様のケース 2 回で降級規定クリア)また、特別措置として自己級競技会、または出場可能な上位級の東部総局主管競技会に合計 6 回以上出場した場合は、審査委員会の審議により決定する。

第15条　C 級から D 級への降級

全ての出場可能な東部総局主管競技会において一次予選を一度も通過する事が出来なかったとき。ただし、出場組数により扱いが異なる。出場組数 7～12 組の場合決勝進出者を一次予選通過扱いとして、それ以下の選手は、1／2 クリアとして、また 6 組以下の場合は、出場者を 1／2 クリアとして扱う。(同様のケース 2 回で降級規定クリア)また、特別措置として自己級競技会、または出場可能な上位級の東部総局主管競技会に合計 6 回以上出場した場合は、審査委員会の審議により決定する。

第16条　D 級選手登録抹消

D 級選手で 2 年間以上競技会に一度も出場しなかったとき。

第5章　昇降級規定の適用

第17条　昇降級規定を適用する東部総局主管競技会

イーストジャパン選手権

関東ダンス選手権(単科戦の場合 1 種目でも適用)

第18条　降級規定を適用する東部総局主管競技会
オープンボールルーム＆ラテン競技会
北関東オープンダンス選手権
トゥインクルスターボールルーム&ラテン競技会
ライジングスター競技会(1 種目でも適用)
以上の競技会は、決勝入賞 2 回で降級規定を適用する。

第19条　10 ダンス選手権は、降級規定にのみ適用する。(1 種目でも適用)

第20条　本昇級規定の適用は、原則として東部総局主管の全ての自己級競技会に出場を必要とする。(但し、第 6 条の即日昇級および第 10 条に関しては例外とする。)出場が出来なかった場合は、欠場届を提出し、審査委員会の審議により決定する。

第21条　他総局の競技会にも降級規定は 1/2 で適用される。

第22条　N 級選手は、東部総局主管の全競技会に出場できる。但し、大会要項が優先する。

第23条　本昇降級規定は、公益社団法人日本ダンス議会東部総局の登録選手のみに適用する。

第6章　その他各種特別措置

第24条　事故及び疾病等による自己級保持の特別措置
事故及び疾病等で自己級競技会に出場が不可能な場合で、降級規定を満たせない時は、医師の診断書と届出を提出する事により、審査委員会の審議の対象として認められる。

第25条　産休届について
妊娠出産により競技会に出場が不可能なとき、登録年間をまたいで 2 年間は、降級対象としない。但し必ず届出を必要とする

第26条　凍結規定
凍結とは、ボールルーム、ラテンアメリカン両部門のクラスがある場合において、どちらかのクラスを凍結し、降級規定を適用せずにクラスを維持できる処置である。但し必ず届出を必要とする。

a) JDC 審査員登録時、選手を引退するまで凍結をしたクラスは引退時にそのクラスの有資格者として認められる

b) 凍結を解除して新たに出場する場合は凍結期間はその期間年度の昇降級の対象となる。

附則

第27条　本昇降級規程は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。